

第2次大分県環境教育等行動計画



平成28年3月

大 分 県

～ 目 次 ～

はじめに

第1章 行動計画の基本的事項

第1節 環境教育等の目的	1
第2節 行動計画の策定の趣旨・位置付け・期間等	1
第3節 行動計画策定の背景	2
第4節 用語の定義	6

第2章 環境教育等の基本的な方向

第1節 環境教育を推進する方向性	8
第2節 環境教育に求められる要素	10
第3節 各主体の役割	11

第3章 行動計画

行動計画 体系図	13
I 人材の育成と活用	14
II 参加の場や機会づくり	16
III 協働取組の推進	22
IV 教材・学習プログラムの整備と活用	23
V 効果的な情報提供	24

第4章 行動計画の推進・進行管理

第1節 推進体制	26
第2節 進行管理	26

資料編

事業・事例紹介	27
おおいたうつくし作戦について	39
計画策定の経過	41

はじめに

今日、私たちは、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図る持続可能な社会の構築に向けて、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など多くの課題に直面しています。こうした課題解決においては、一人ひとりが自らの問題として環境や環境問題に関心を持って、環境保全活動について自ら考え、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の中で、意識して取り組むことが大切です。

そのためには、県民の環境意識を高め、主体的に行動することができる人づくりや地域の環境活動のリーダー育成が重要です。

こうしたことから、本県における環境教育の方向性及び具体的行動計画を示し、総合的、計画的に推進するために、平成26年度と27年度の2年間を計画期間とする「大分県環境教育等行動計画」を平成26年3月に策定し、環境教育を推進してきたところです。

また、平成27年10月に、本県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」を策定し、平成15年度から取り組んできた県民参加型の「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かしてステップアップさせた、地域活性型の「おおいたうつくし作戦」を展開し、県民意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりを目指しています。さらに、その環境部門の計画である「第3次大分県環境基本計画」も平成28年3月に策定したところです。

このような中、平成28年度から31年度までの4年間を計画期間とする「第2次大分県環境教育等行動計画」を策定しました。

今後はこの行動計画に沿って、家庭、学校、地域社会、事業者等と連携、協働を図りながら、県民一人ひとりが自主的・主体的に環境保全活動等に取り組んでいただけるよう、環境教育・啓発を推進してまいります。

結びに、行動計画の策定にあたりご尽力いただきました「第2次大分県環境教育等行動計画策定協議会」の委員の皆様方をはじめ、ご意見やご提言をいただきました多くの県民の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

大分県生活環境部長 諏訪 義治

第1章 行動計画の基本的事項

第1節 環境教育等の目的

1 目的

今私たちは、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環など多くの課題に直面しています。こうした課題は、私たち自身が、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の一部として取り組まなくてはなりません。

また、大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来へ継承するとともに、持続可能な社会（※）の構築を進める必要があります。

そのためには、県民の環境意識を高め、主体的に行動することができる人づくりが必要です。

そこで、「第2次大分県環境教育等行動計画」では、本県における環境教育等に関し、方向性及び具体的行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより、県民一人ひとりが環境に関する意識を高め、環境保全活動について自ら考え、主体的に行動することができる人材の育成を目的とします。

第2節 行動計画の策定の趣旨・位置付け・期間等

1 行動計画策定の趣旨

平成26(2014)年3月に策定した第1次計画が最終年度を迎えることとなります。

また、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の環境分野の部門計画である「第3次大分県環境基本計画」の環境教育等の施策をより具体化するとともに、環境を取り巻く情勢の変化や第1次計画の成果や課題を踏まえ、環境意識を高め主体的に行動することのできる人材を育成するため、新たに「第2次大分県環境教育等行動計画」を策定します。

2 行動計画の位置付け

「第2次大分県環境教育等行動計画」の位置付けは、以下のとおりです。

- (1)「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育促進法」という。）第8条の行動計画とします。
- (2)「第3次大分県環境基本計画」の環境教育等に関する個別計画とします。

3 対象期間

平成28年度から31年度までとします。

第3節 行動計画策定の背景

1 環境を取り巻く現状

私たちは、地球上の様々な資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きています。

20世紀半ば以降、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムのもと、効率性、利便性を追求した日常生活を送ったり事業活動を行ってきました。

このことにより、水質汚濁、大気汚染、廃棄物の増加等による埋め立て処分場のひっ迫などの身近な環境問題をもたらし、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、記録的な豪雨などの極端な気象現象、生息地破壊による生き物の減少といった生物多様性の危機など、地球規模での環境問題として顕在化してきました。

また、世界中の経済が密接に関わり合っている現在、我が国にいながらも世界の様々な場所で発生している環境問題と無縁ではいられなくなっています。

このため、私たちは「地球市民」として環境問題に取り組むことが求められています。

他方で、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災やこれに伴う原子力発電所の事故を受けて、わが国全体において、人と人とのつながり、地域とのつながりやボランティアなどの社会への貢献が強く意識されるようになりました。

さらに、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標(※)」を踏まえた「自然共生社会(※)づくり」、大気・水・廃棄物等の環境への負荷を押さえた「循環型社会(※)づくり」、人類の生存を脅かす地球温暖化対策としての「低炭素社会(※)づくり」を進める必要があります。

2 国の取組

(1) 持続可能な開発のための教育(E S D)(※)について

国においては、「国連持続可能な開発のための教育(E S D)の10年」(平成17年[2005]年～平成26[2014]年)を受けて、平成17(2005)年12月に「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」を策定しました。私たち一人ひとりが世界の人々や将来の世代、また環境との関連性の中で生きていることを認識し、行動を変革することが必要であり、そのための教育(E S D)を実施することとしました。

その後、平成26(2014)年11月のE S D世界会議において、「国連E S Dの10年」を振り返るとともに、「E S Dに関するグローバル・アクション・プログラム(以下「G A P(※)」という。)」を今後推進していくための議論が行われました。今後はG A Pを踏まえて実施計画を再編成し、展開していくことで、持続可能な社会の構築を進めることとしています。

(2) 学習指導要領と基本方針

平成18(2006)年に「教育基本法」、平成19(2007)年に「学校教育法」が改正され、「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が追加されました。これに即した「新学習指導要領」が小学校(平成23[2011]年)、中学校(平成24[2012]年)、高等学校(平成25[2013]年～)、それぞれに導入されました。

平成23(2011)年6月には、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する

法律」が改正され、①民間団体等との協働、②学校教育における環境教育の充実等が強く盛り込まれた「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布されました。これに基づく国の基本方針が平成24(2012)年6月に定められ、同年10月に法律が完全施行されました。

3 大分県のこれまでの取組

(1) 大分県環境教育・学習基本方針の策定

本県では、複雑・多様化した環境問題に取り組んでいくために、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、平成10(1998)年3月に「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を策定し、また、平成11(1999)年9月には「大分県環境基本条例」を制定しました。これらに基づき、環境教育・学習の推進を施策の一つに掲げて、推進基盤の整備や多様な場における環境教育・学習の推進を図るため、平成12(2000)年3月に「大分県環境教育・学習基本方針」を策定して、環境教育・学習事業を進めてきました。

(2) ごみゼロおおいた作戦の展開

大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、「ごみゼロおおいた作戦」を平成15(2003)年9月から展開したことにより、一人ひとりの環境に関する意識を高め、積極的に環境問題に取り組む人材を育てていくための環境教育・学習の推進の重要性が再認識されました。

「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～」やその部門計画である「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～」を平成17(2005)年10月に策定し、環境教育・学習の推進を施策の展開の一つに掲げて、推進基盤の整備や多様な場における環境教育・学習の推進をこれからの主な取組事項と決めました。

(3) 大分県新環境教育・学習基本方針の策定

大分県長期総合計画や大分県新環境基本計画を受けて、新たに「大分県新環境教育・学習基本方針」を平成18(2006)年1月に策定し、「様々な個人・団体が、自発的に環境保全に取り組み、その輪が広がる環境を作ること」などを主要な施策のポイントとして環境教育・学習を進めました。

(4) 大分県環境教育等行動計画の策定

上記方針の策定から相当期間が経過し、その間の社会情勢等が変化したことなどからこれを廃止し、ESDや民間団体等との協働取組の推進及び学校教育における環境教育の充実を図ることを目的に環境教育等を総合的、計画的に推進するため、「大分県環境教育等行動計画」を平成26(2014)年3月に策定しました。

(5) おおいたうつくし作戦の展開

「ごみゼロおおいた作戦」は取組から12年が経過し、これまで、県内各地で様々な環境保全活動が行われてきました。身近な環境美化活動に取り組む「県民一斉ごみゼロ大行動」では35万人規模の県民が参加し、「120万人夏の夜の大作戦キャンドルナイト」では

3,000を超える事業所が参加するなど、取組が着実に広がってきました。また、地域の環境保全活動の牽引役である「ごみゼロおおいた推進隊」の任命数は累計で170団体を超え、県民の環境意識が高まり「大分はきれいだ」「街がきれいになった」という声もよく聞くようになりました。

その一方で、「ごみゼロおおいた作戦」はその名称から「ごみ拾い」に限定された印象を受けやすく、「県民一斉ごみゼロ大行動」の参加者数も近年やや伸び悩む傾向になってきました。また、「ごみゼロおおいた推進隊」は構成員の高齢化や確保難などにより、全体として活動が縮小傾向になってきています。

そこで、県内の学識経験者や環境関係の団体の役員等で構成する「ごみゼロおおいた作戦県民会議委員」や「ごみゼロおおいた推進隊」などの意見を参考に、これまでの県民参加型の「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かして、これをステップアップさせた地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」に取り組むこととし、大分県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に盛り込み、平成27年10月にスタートしました。

この「おおいたうつくし作戦」は、地域活性化につながる環境保全活動を促進し、まちづくり（地域の活性化）、ひとづくり（人材の育成）、なかまづくり（持続可能な活動基盤づくり）の3つのアクションとこれらの好循環により、県民意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりを目指します。

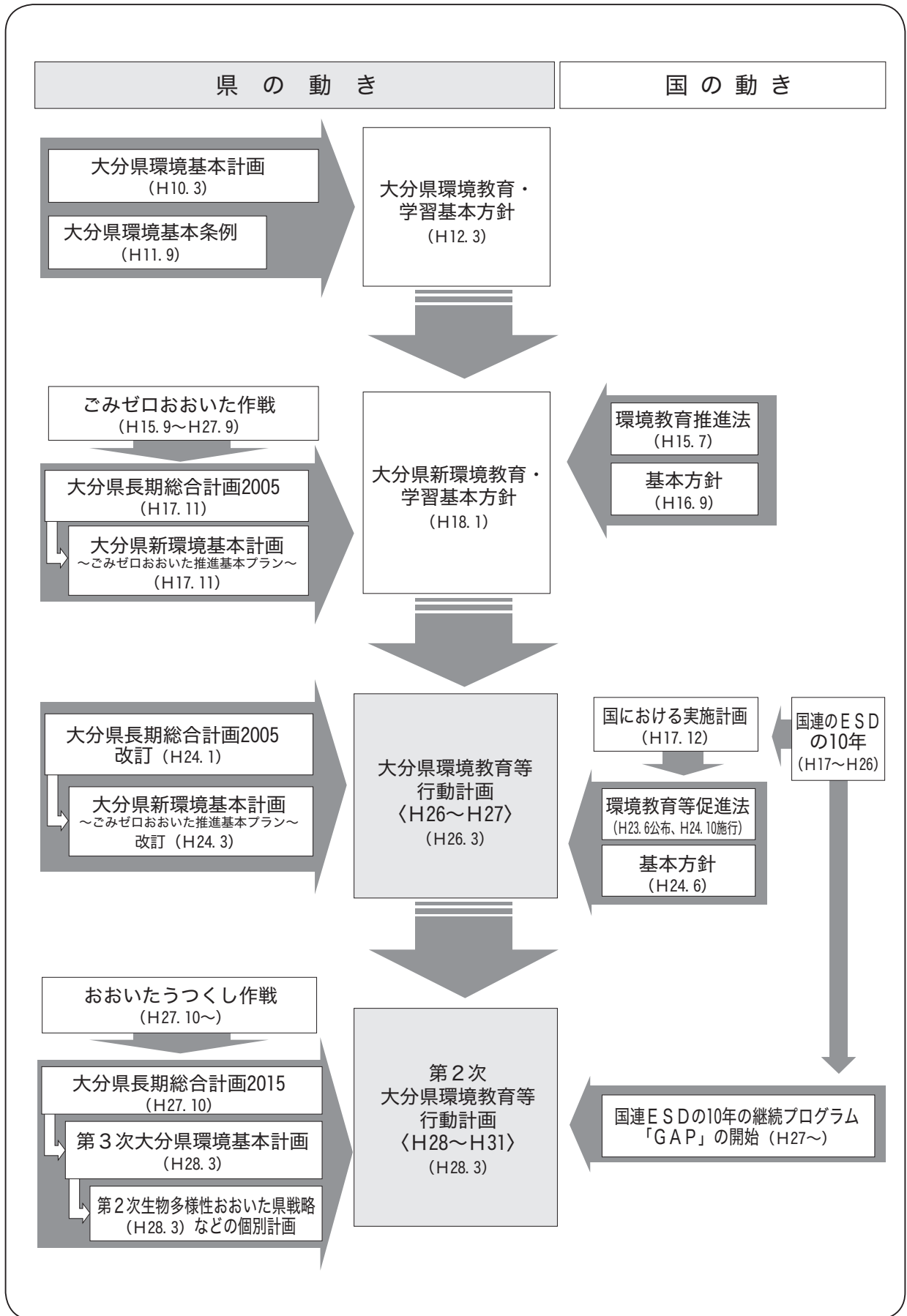
おおいたうつくし作戦とは

県民参加型の取組であるごみゼロおおいた作戦の成果を生かし、地域活性化型にステップアップさせた取組。

うつくしの「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など）
「つ」は土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど）
「く」は空気（澄んだ大気、さわやかな風）
「し」は森林（豊かな自然の象徴）を表す。

また、地域の牽引役である「ごみゼロおおいた推進隊」を「おおいたうつくし推進隊」に、身近なごみ拾い活動などを行う「ごみゼロ隊」を「うつくし隊」に進化させて、地域活性化につながる環境保全活動を促進する。

環境教育に関する国、県の動き



第4節 用語の定義

「持続可能な開発のための教育（ESD）」

ESDとは「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development)の略称。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと。また、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいう。

「国連持続可能な開発のための教育の10年」

地球環境問題、貧困、紛争などさまざまな課題を解決するためには人づくりが重要として、平成14(2002)年のヨハネスブルグサミットにおいて日本が「持続可能な開発のための教育の10年（ESDの10年）」を提案し、同年の国連総会にて、平成17(2005)年から平成26(2014)年までの10年間をESDの10年とする旨の決議案を提出、満場一致で採択された。これを受け、国際的な取組として、ESDは各国で進められた。

「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」

GAPとは、Global Action Programme on ESDの略称。「国連・ESDの10年」後の平成27(2015)年以降のESDの推進方策であり、教育者や若者、地域コミュニティなど5つの優先行動分野が示されている。

「環境教育」

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

「環境保全活動」

地球環境保全、公害の防止、生物多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良質な環境の創出を含む。）を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

「環境保全の意欲の増進」

環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるものをいう。

「協働取組」

県民、民間団体、地方公共団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組をいう。

「環境教育等」

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進の総称をいう。

「持続可能な社会」

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会をいう。

「自然共生社会」

生物多様性が適切に保たれ、自然とふれあう機会が確保され、社会経済活動においても自然と調和するなど、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会をいう。

「循環型社会」

廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再利用）を推進し、また適正に処理することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

「低炭素社会」

産業構造や生活様式の転換等により、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を低く抑えた社会をいう。

「生物多様性」

地球上の生物の多様さとともに、その生息・生育環境の多様さを表す概念であり、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の三つの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

「愛知目標」

2010年（平成22年）に愛知県で開催された第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された、2020年までを目標とする20項目からなる生物多様性保全を図るための個別目標のこと。

第2章 環境教育等の基本的な方向

第1節 環境教育を推進する方向性

私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題です。

大分県の恵み豊かな自然を守り、将来へ継承するためには、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組の推進といったそれぞれの取組の方向性を踏まえ、環境と調和した持続可能な社会を目指していく必要があります。

1 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進について

(1) 環境問題に自ら進んで取り組むことの重要性

県民、家庭、学校、地域社会、事業者、行政等といったあらゆる主体が、環境問題を自らの問題としてとらえ、環境問題に取り組む必要があります。こうした自覚を持った主体による自発的な取組は、自主性を基にした創意工夫により、より効果的な取組の枠組みを作り出し、取組を更に進める原動力になります。

地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全等の今日私たちが直面する課題を解決するためには、こうした自発的な取組を必要としています。そのため、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を実施します。

(2) あらゆる主体に取組が広がって行くことの重要性

私たちが直面している喫緊の環境問題の解決のためには、あらゆる主体の取組が必要であり、具体的な成果に結びつくような総合的な施策を進めていきます。

取組にあたっては、行政のみならず、県民、家庭、学校、地域社会、事業者が積極的に公共的なサービス等の提供者となつて、県民の身近な分野で共助の精神で、自発的な活動を活発化させることが必要です。

2 環境教育によりはぐくむべき能力等について

(1) 環境教育によりはぐくむべき能力、人間像

環境教育がはぐくむべき能力は、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けられます。これらの力をはぐくむことが環境教育の役割であり、環境教育により、次のような「環境に関する意識を高め主体的に行動するために求められる人間像」の形成を目指します。

(2) 発達段階に応じた環境教育

環境問題は、日々の暮らしの中で、意識して取り組むことが大切となっており、環境保全の問題意識や取組を引き出す役割は、家庭、学校、職場、地域等の社会のあらゆる主体やあらゆる場が担っているといえます。

環境教育は、あらゆる場において、また発達段階、生活の在り方に応じ、「関心や気づき」、「理解」、「行動」に結びつくような人材を育てるという視点で行われることが必要です。

環境教育によりはぐくむべき能力

未来を創る力

- 社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- 課題を発見・解決する力
- 客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- 情報を活用する力
- 計画を立てる力
- 他者に共感する力
- 多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- 想像し、推論する力
- 他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
- 地域を創り、育てる力
- 新しい価値を生み出す力 等

環境保全のための力

- 地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- 資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- 環境配慮行動をするための知識や技能
- 環境保全のために行動する力 等



環境に関する意識を高め主体的に行動するために求められる人間像

- 知識の習得に限らず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人
- 知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人
- 他者と議論し、合意形成することのできる人
- 「人と自然」、「人と人」、「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することができる人
- 他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人
- 理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人
- 既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人
- おおいたうつくし作戦による「美しく快適な大分県づくり」を推進できる人

3 協働取組の推進について

県は、大分県におけるNPOとの協働指針「心の通いあう地域づくりのための協働指針～互いに支え合う心豊かな大分県を目指して～」(平成24[2012]年)を策定し、NPO、事業者、行政等多様な主体が、得意分野の力を活かしながら、環境をはじめとするさまざまな分野で協働し、地域課題の解決を図ることを目指しています。

この協働取組を効果的に実施するためには、次に掲げるような事項に留意することが必要です。

- (1) 協働とは、NPO、事業者、行政等の多様な主体が、それぞれの特性を活かし、対等な立場で、共通の目的を達成することです。

協働にあたって大切なことは、相手との相互理解のもと、協働の目的を共有することです。対等な関係で十分な協議を通して、互いの特性や立場の違いを認め、相互理解を深め、それぞれの役割を果たし、ともに取り組むことが重要です。

- (2) 環境保全に対する現状認識や問題意識、活動目的などは主体ごとに異なることがあるため、効果的な協働取組を進めるうえで大切なことは、情報開示等による相互理解、NPOの自立的活動基盤の強化、互いに支え合う仕組みの構築、協働機会の拡大です。

第2節 環境教育に求められる要素

環境教育の実施にあたっては、ESDの視点や環境保全活動、環境保全の意欲の増進といったさまざまな視点からのアプローチが重要です。また日常生活の中で自然の美しさに気づくなど感性を磨くことも必要です。そのための共通の基礎的要素として、以下のことを重視していきます。

- (1) 豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと

環境教育を通じて、恵み豊かな環境が人間の存在にとって不可欠であるのみならず、物質的にも精神的にも、さらに、学術的にも価値あるものと認識し、これを大切に思う気持ちをはぐくむことが必要です。

- (2) いのちの大切さを学ぶこと

環境教育により、いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことが期待されます。また、この地球上でいのちあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であると感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にすることになることが必要です。

- (3) ふるさとへの誇りや将来への夢をもてるようにすること

郷土の環境を大切に思う気持ちをはぐくみ、ふるさとへの誇りや将来への夢をもてるようにすることが必要です。

- (4) 自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと

地域の身近な題材をテーマにさまざまな体験をすることによって、学びに実感が伴い、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

(5) 双方向のコミュニケーションにより、気づきを「引き出す」こと

双方向型のコミュニケーションによって、学習に参加する者から気づきを「引き出す」ことが重要です。またその際には、相手に共感し、相手の気持ちを思いやることも必要です。

(6) 持続可能な社会に向けての道筋を把握するため、人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること

① 人間と環境との関わりに関するもの

例えば、地球上に存在する多様な生物と、これを取り巻く大気、水、土壌等の自然的構成要素が相互に作用し、多様な生態系を形成しています。この生態系のつながりにより地域の環境がつけられ、ひいては地球全体の環境が成り立っているというグローバルな視点が必要であること、人間が生きるために必要な水や食料の確保はもちろん、日常の消費生活や事業活動等は健全な環境があって初めて実現するものであること、私たちの活動が、こうした微妙な環境のバランスに影響を与えていること等。

② 人間と人間との関わりに関するもの

環境負荷を生み出している社会経済の仕組み、私たちの生活や文化の在り方について理解すること等。

(7) 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること

環境問題は、科学的に原因を追求し、対策を講ずることが必要です。環境教育も科学的な視点を踏まえ、環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえていくことが求められます。

環境教育を進めるに当たって、環境問題には複雑な因果関係があり、全ての人が環境を破壊したり負荷をかける側にも、環境破壊によって被害を受ける側にもなり得るという視点を盛り込むことが重要です。

第3節 各主体の役割

1 家庭の役割

現在の環境問題を解決するためには、県民一人ひとりが自らのこととしてとらえ、考え、主体的に行動していくという姿勢が必要で、その基本は、社会構成の最小単位である家庭からはじまります。

家庭内での節電や節水といった省資源・省エネルギーや3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組は、子どもに多大な影響を与えることから、親を対象とした環境教育の実施や親と子どもと一緒に参加できる学習プログラムなどを通して環境教育を実施することが必要です。

また、家庭で得た知識や取組を学校、地域社会、職場等で活かすとともに、逆に、学校、地域社会、職場において学んだ取組を家庭生活の中でも反映させるという双方向の視点が必要です。

2 学校の役割

幼稚園から高等学校までの学校教育活動を通じて、自然環境や環境問題に関心・意欲を持つといった基礎的なことから、人間の活動と地球規模の環境とのかかわりについて、発達の段階に応じた総合的な理解と認識の上に立って責任ある行動がとれる態度を身につけることなどを

目指しています。各学校においては、新学習指導要領等に基づき、実体験や自然体験活動及びE S Dの視点を取り入れた環境教育を実施し、持続可能な社会を支える人材の育成が求められます。

また、大学等高等教育機関にあつては、各大学等の特性に応じ、環境保全のほか、環境教育やE S Dのための教育及び研究を行うとともに、講演会や学習会等を通して地域における環境教育に貢献することが期待されます。

なお、環境教育を進めるにあつては、教職員の資質向上のための研修を実施することはもちろん、他の行政機関、P T A、N P O、地域の事業者等とも連携・協働することにより、外部の人材や資源を活用した効果的な学習を進めることが求められています。

3 地域社会の役割

地域社会は、幼児や高齢者まで幅広い年齢層や多様な職種の人々が居住し、自治会、子ども会、老人クラブ、N P O等様々な組織が活動している場です。それぞれの組織において日々の暮らしに密着した環境保全のための取組や地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を展開し、住民の意識を高めることが求められています。

昔から続く環境と人との関わりや環境との共生の知恵を学び、活かしていくことも大切です。そのための人材の育成や世界農業遺産、日本ジオパーク等の資源を活用した体験の場の活用も求められています。

4 事業者の役割

事業活動は、利便性や生活水準の向上、社会基盤の整備等に貢献する一方で、地域の環境のみならず、地球規模の環境にも少なからず影響を及ぼしています。

事業者は、自らの事業活動による環境負荷を低減するため、環境に配慮した事業活動を実施するとともに、従業員に対して環境教育を行うことが求められています。

また、企業の社会的責任(C S R)として、事業者自らが環境保全活動等を行うとともに、従業員が個人として社会貢献活動に参加しやすい職場づくりを進めることが期待されています。

5 県、市町村の役割

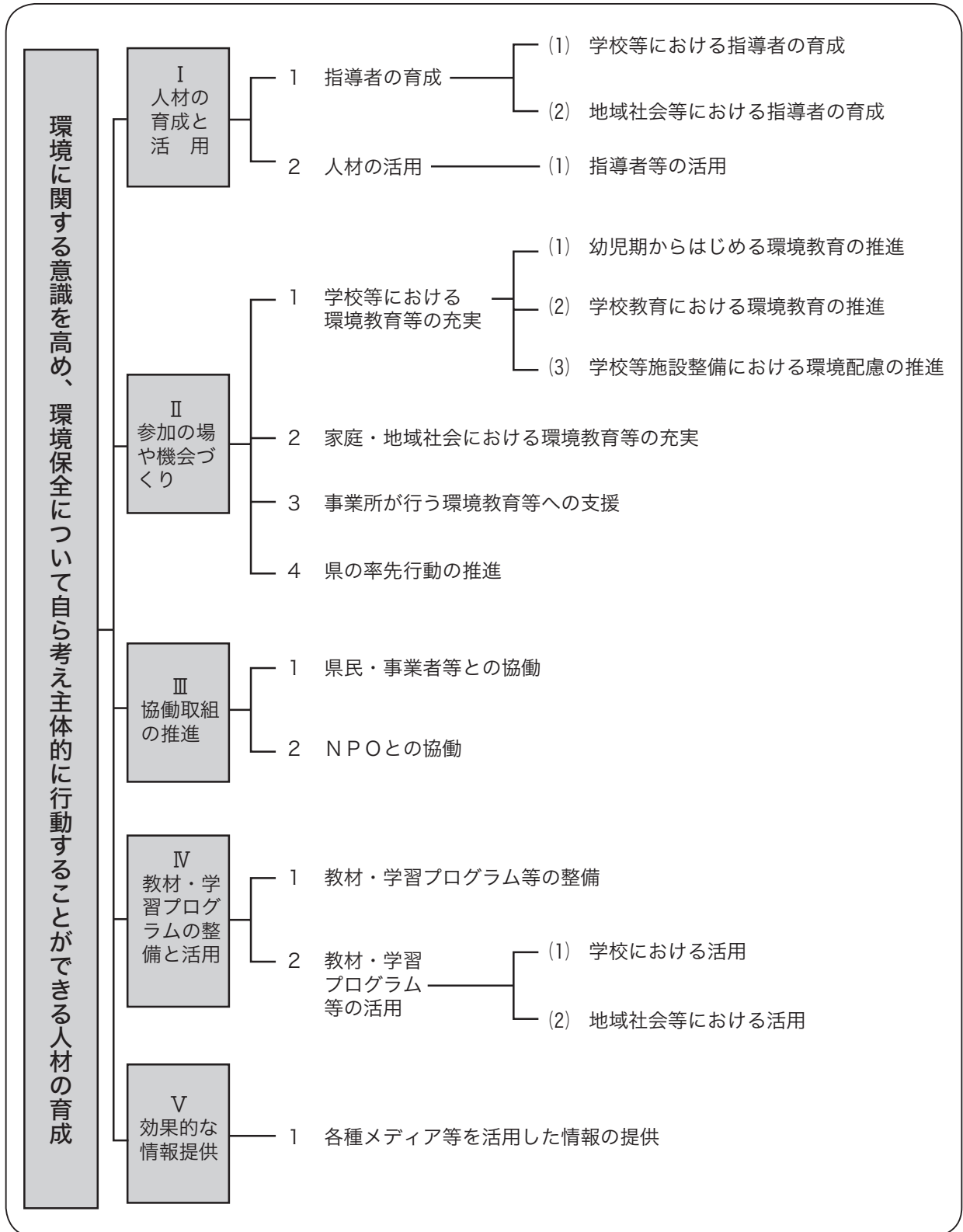
県は、「大分県環境教育等行動計画」に基づき、家庭、学校、地域、事業者、関係機関・団体、N P O等と連携・協働して総合的な取組を行う役割を担っています。

平成15(2003)年から取り組んできた県民総参加による「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かし、これをステップアップさせた地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」を展開することとし、更なる発展に向けて、市町村との連携・協働を深めるとともに、ごみゼロおおいた推進隊(おおいたうつくし推進隊)をはじめとするボランティア団体等が地域の特性を生かし、地域課題の解決につながる取組を推進することで、より地域に密着した取組を充実させていきます。

市町村においては、環境教育促進法第8条に定める環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画の策定に努め、各主体と連携して環境教育等を実施することが求められます。

第3章 行 動 計 画

行動計画 体系図



I 人材の育成と活用

i 行動計画の内容

環境保全等に関する専門的な知識や豊富な経験を持った指導者の育成と確保に努め、その活用の拡大を図ります。

1 指導者の育成

(1) 学校等における指導者の育成

- ① 幼児向け環境教育事業として、幼児向け環境ワークショップ研修を実施し、こどもが楽しみながら自然体験等で学ぶ機会をつくとともに、指導者（幼稚園等の教職員）の環境プログラム学習の機会をつくります。
- ② 各種研修等により教職員の環境に関する知識や理解を深めるとともに、短期・長期を問わず環境問題に対して高い見識と問題意識を持つ教職員の育成に取り組みます。
- ③ ESDの視点に立って、世界農業遺産や日本ジオパーク等地域の自然や文化等を総合的に活用した環境教育を推進し、教職員の実践的指導力の向上に努めます。

【具体例】

○幼児向け環境ワークショップ研修

県の委託を受けたNPO法人等が、県内の幼稚園等で園児を対象とした環境ワークショップを実施。他の施設の指導者（幼稚園等の教職員）等がそのワークショップに参加することで、それぞれの園で実践するための指導方法を学ぶ。

(2) 地域社会等における指導者の育成

- ① 地域社会における指導者を育成する各種講座、研修会を開設し、環境保全に関する専門的な知見や実践経験を有し、環境教育を推進する人材の育成と確保に努めます。
- ② 環境教育アドバイザーを対象に、環境に関する最新情報の提供や環境教育アドバイザー相互の情報交換や事例検討などの研修会を行い、指導者のレベルアップを支援します。

【具体例】

○森林環境学習指導者スキルアップセミナー

森林環境学習指導者が、新たな森林環境学習プログラムを体験し、その指導方法を習得することを通して、森林環境学習の指導者としての資質の向上を図る研修会

2 人材の活用

(1) 指導者等の活用

- ①環境保全活動を行っているNPO等との協働のもと、地域社会における環境学習会及び環境保全活動等を推進します。
- ②他部局と連携を図り、学校の課外授業の中で森林環境教育を推進します。
- ③環境教育アドバイザーの専門知識や豊富な経験等を活用し、地域や学校、NPO等の各主体と連携を図りながら、あらゆる世代や場における環境教育を推進します。
- ④地球温暖化防止活動推進員、環境カウンセラー等を地域の人材として、学校・地域における体験活動や学習会等での活用を推進します。

【具体例】

○青少年の家での自然体験活動、森林環境学習指導者の活用

香々地及び九重青少年の家では、施設周辺の自然を活用した体験活動を実施。環境保全への意識の高揚や自然を愛する心豊かな青少年を育成するため、「森林環境学習指導者養成事業（H18～H22）」で育成した森林環境学習指導者を活用したプログラムを実施。

○森の先生派遣事業

森林ボランティア支援センターに、森の先生の登録業務や森の先生派遣業務を委託。センターから派遣された森の先生が各幼稚園・小学校等で森林環境教育を行う。

○環境教育アドバイザー派遣事業

県民を対象とし、地域や学校、企業等で開催される、環境をテーマとした研修会や体験活動に、環境教育アドバイザーを講師として派遣する。地球温暖化について学ぶ研修会や生物観察会、廃油を使ったキャンドルづくりなどを実施。

ii 行動指標及び目標

- ・環境教育アドバイザーによる講座や環境劇等の参加者数の拡大を目指します。
- ・幼児向け環境ワークショップ研修を実施します。

指 標 項 目	単位	基 準 (H26年度)	目 標 (H31年度)
環境教育参加者数（累計）	人	63,082	98,000
幼児向け環境ワークショップ参加者数（累計）	人	2,340	3,340

Ⅱ 参加の場や機会づくり

i 行動計画の内容

子どもから大人までのあらゆる世代や家庭、学校、地域など様々な場における環境教育に取り組めます。

自然体験活動等の実体験を伴う環境教育活動等への参加の場や機会づくりに努めます。
「豊かな水環境の創出」に向けた環境教育に取り組めます。

1 学校等における環境教育等の充実

(1) 幼児期からはじめる環境教育等の推進

- ①環境教育アドバイザーや森の先生等を幼稚園等に派遣し、環境教育を支援します。
- ②未来を担う子どもを対象に、楽しみながら環境問題について興味を持ち、理解を深めることができるように環境教育に取り組めます。

【具体例】

[再掲]

○森の先生派遣事業

森林ボランティア支援センターに森の先生の登録業務や森の先生派遣業務を委託。センターから派遣された森の先生が各幼稚園・小学校等で森林環境教育を行う。

[再掲]

○環境教育アドバイザー派遣事業

県民を対象とし、地域や学校、企業等で開催される、環境をテーマとした研修会や体験活動に、環境教育アドバイザーを講師として派遣する。地球温暖化について学ぶ研修会や生物観察会、廃油を使ったキャンドルづくりなどを実施。

(2) 学校教育における環境教育等の推進

- ①各教科、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じた環境教育のさらなる推進に取り組めます。
- ②校内や校外における児童会や生徒会が主体となった環境保全活動の充実に取り組めます。
- ③世界農業遺産¹や日本ジオパーク²等を活用した環境学習等地域の自然や文化等を総合的に活用したり、地域と協働した環境教育の推進を図ります。

- ④地域と連携した環境保全活動や地域の環境資源について理解する取組を推進します。
- ⑤地域の人材を生かして学校教育を支援する仕組みである「協育」ネットワークの活用を推進します。
- ⑥環境教育活動等の取組を学校の広報誌やHP等により積極的に情報発信します。
- ⑦社会とのつながりや多様性を尊重し、他者と協働して身近な環境・社会問題の解決に向かう発想力・行動力を育成する教育を推進します。
- ⑧持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点としてのユネスコスクール³の普及を推進します。
- ⑨環境教育アドバイザーや森の先生等を学校等に派遣し、環境教育を支援します。

注

1 世界農業遺産とは

国際連合食糧農業機関（FAO）が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム（林業及び水産業を含む。）を認定し、その保全と持続的な活用を図るものです。平成25(2013)年5月30日、大分県の国東半島宇佐地域が認定されました。

2 日本ジオパークとは

貴重な地質や地形から大地の成り立ちを学び、その景観や地域で育まれてきた歴史・文化を大切にしながら地域振興や教育の場として活用できる大地の自然公園のことをジオパークといいます。世界ジオパークと日本ジオパークがあります。このうち日本ジオパークとは、日本ジオパーク委員会が認定するもので、平成25(2013)年9月24日、姫島村の「おおいた姫島ジオパーク」と豊後大野市の「おおいた豊後大野ジオパーク」が認定されました。

3 ユネスコスクールとは

昭和28(1953)年、ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整をはかる共同体として発足したASPnet（Associated Schools Project Network）への加盟が承認された学校を、ユネスコスクールと呼んでいます。ユネスコスクールは、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指しており、国はESDの推進拠点として位置づけています。

【具体例】

○高等学校での地域と協働した取組

高等学校において、周辺地域の住民と協働して、地区花壇の植え付けや河川敷の清掃等の取組を実施している。（大分東高等学校）

○中学校における生徒会が主体となった取組

生徒会が中心となって、学校版環境 I S Oに取り組んでおり、節電や節水、紙のリユース・リサイクルなどの行動目標を掲げて活動している。給食の残滓チェックなどによるごみの減量などにも取り組んでおり、課題や改善策を話し合い、次の行動につなげている。（日田市立大山中学校）

(3) 学校等施設整備における環境配慮の推進

①環境に配慮した学校等の施設整備を図ります。

【具体例】

○学校等における施設整備

太陽光発電等の導入、県産木材の活用 等

2 家庭・地域社会における環境教育等の充実

①おおいたうつくし推進隊やNPO等が行う家庭や地域社会向けの環境教育活動を支援します。

②公民館・図書館等における環境学習の機会の充実を図ります。

③自治会や老人クラブの環境学習や環境保全活動を支援します。

④青少年の家や県民の森等において、自然体験活動を通じて環境学習の機会の充実を図ります。

⑤「大分県少年の船」運航事業における研修の一つとして環境教育に関するプログラムを取り入れ、環境保全に対する意識の醸成を図ります。

⑥みどりの少年団や子ども会、こどもエコクラブなどの青少年団体等が地域において環境保全活動に取り組める機会の充実を図ります。

⑦水に触れ、実体験を通して水環境に親しみを持ってもらうため、水生生物調査等による子ども達への水環境教育に対して、積極的に支援・協働していきます。

- ⑧NPO等と協働して、自然体験活動を取り入れた環境教育に取り組みます。
- ⑨より多くの県民が自然への理解を深めるよう、自然とふれあう機会や環境学習の機会の充実を図ります。
- ⑩環境教育アドバイザーや森の先生等を公民館等に派遣し、環境教育を支援します。
- ⑪地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員を活用した環境教育に取り組み、省エネ行動などを促進します。
- ⑫世界農業遺産や日本ジオパーク、地域の文化財を活用した環境学習の機会の充実を図ります。

【具体例】

○いきものウォッチング

身近な自然から、「生物多様性」の重要性について理解の促進を図るため、地域住民を対象とした県民参加型のいきもの調査を実施。

○水生生物調査

県は、水生生物調査に必要な物品（ルーペや水生生物の一覧が掲載された下敷き）やテキスト等を配布。地域の公民館や水環境保全団体等が子ども達を対象に水生生物調査を実施。

3 事業所が行う環境教育等への支援

- ①事業所向けの環境教育・学習を推進します。
- ②おおいたうつくしキャンペーンへの参加等環境保全活動に取り組んでいる事業所「うつくし隊」の自発的な活動を支援します。
- ③環境教育アドバイザーを派遣し、環境教育を支援します。
- ④ボランティア活動に関する情報提供や取組事例の紹介・表彰等を通じてボランティア活動の促進を図ります。
- ⑤事業所においては、環境マネジメントシステム（エコアクション21）の認証取得を促進するとともに、環境教育を推進するために必要な環境保全に関する情報の提供に努めます。
- ⑥地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員を活用した環境教育に取り組み、省エネ行動などを促進します。

【具体例】

〔再掲〕

○環境教育アドバイザー派遣事業

県民を対象とし、地域や学校、企業等で開催される、環境をテーマとした研修会や体験活動に、環境教育アドバイザーを講師として派遣する。地球温暖化や省エネなどについて学ぶ研修会を実施。

4 県の率先行動の推進

- ①県は、環境方針及び目標を達成するための体制・手続き等を定めた大分県環境マネジメントシステムに基づき、職員研修を実施します。
- ②職員の環境に対する意識の向上に努めるとともに、職員が進んで環境保全活動に参加する職場風土の醸成を図ります。
- ③事業の実施にあたり、環境に対する影響に十分配慮するとともに、環境への負荷の少ない製品やごみ発生抑制・リサイクル、省資源・省エネルギーの推進等の環境負荷低減のための具体的な行動や環境教育を市町村と協働し、率先して実行します。

ii 行動指標及び目標

- ・環境教育アドバイザーによる講座や環境劇等の参加者数の拡大を目指します。
- ・NPO等と協働して、自然体験活動を取り入れた環境教育に取り組みます。
- ・世界農業遺産や日本ジオパークについての環境学習を推進します。
- ・地域と協働した環境教育に取り組みます。
- ・ユネスコスクールの普及を推進します。
- ・公民館等での環境教育の機会の充実を図ります。
- ・幼児向け環境劇を実施します。
- ・幼児向け環境ワークショップ研修を実施します。
- ・こどもエコクラブへの登録を促進します。
- ・事業所において、エコアクション21⁴の導入を促進します。
- ・森の先生派遣等森林環境教育を実施します。
- ・全国水生生物調査への参加を呼びかけます。

指 標 項 目	単位	基 準 (H26年度)	目 標 (H31年度)
環境教育参加者数（累計）〔再掲〕	人	63,082	98,000
NPO等と協働した児童生徒に対する体験型環境教育の実施（累計）	団体	11	65
世界農業遺産や日本ジオパークを活用した環境教育実施校数（単年度）※エリア内の小中学校数112校	校	112	112
高等学校での地域と協働した環境教育の実施件数（単年度）	件	51	80
ユネスコスクール登録数（累計）	校	0	12
市町村教育委員会及び公民館が実施した環境教育関係学級・講座数（単年度）	回	26	36
幼児向け環境劇の公演（単年度）	回	32	25
幼児向け環境ワークショップ参加者数（累計）〔再掲〕	人	2,340	3,340
こどもエコクラブ参加メンバー数（単年度）	人	1,281	1,450
エコアクション21登録件数（累計）	件	39	104
森林学習体験児童数（累計）	人	16,952	34,500
水生生物調査参加者数（単年度）	人	417	467

注

4 エコアクション21とは

事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行い、公表するための方法について環境省が作成したガイドラインです。また、その取り組みを行う事業者を認証・登録する制度です。

Ⅲ 協働取組の推進

i 行動計画の内容

NPO等の多様な主体と連携し、対等な立場で、相互に協力して行う、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する効果的な協働の取組を推進します。

1 県民、事業者等との協働

- ① おおいたうつくし作戦の牽引役であるおおいたうつくし推進隊や地域・家庭や事業者において環境美化活動等を自主的に行っているうつくし隊の活動を支援するとともに、積極的な情報発信に努めます。
- ② レジ袋無料配布中止の取組に関する協定を結んだ事業者等と協働して幼児向けの環境教育を推進します。

2 NPOとの協働

- ① 「おおいたNPO協働実践マニュアル」の活用などにより、職員及びNPOの知識等の向上に取り組みます。
- ② 協働のモデル事例を蓄積し、協働の推進に向け、積極的に活用します。
- ③ NPOへの支援を行います。
 - ア NPOに寄附が集まりやすくするため、寄附者に対する税の優遇措置ができるよう、積極的に制度の普及・啓発に取り組むなど、NPOの財務基盤の強化を支援するとともに、おおいたボランティア・NPOセンターによる専門家の派遣や各種研修機会の提供などを通じ、NPOの運営基盤の強化を図ります。
 - イ 「めじろん共創応援基金」（公益財団法人おおいた共創基金）を通じた、NPOに対する県民や事業者の理解と協力の促進に取り組みます。
 - ウ 公益活動に高い意欲を持つNPOに対し、行政の提案公募型事業への参画を促し、その成果を広く紹介し、事業者等への橋渡しを県（市町村）がフォローアップします。

ii 行動指標及び目標

- ・環境教育アドバイザーによる講座や環境劇等の参加者数の拡大を目指します。
- ・NPO等と協働して、自然体験活動を取り入れた環境教育に取り組みます。
- ・幼児向け環境劇を実施します。
- ・幼児向け環境ワークショップ研修を実施します。
- ・森の先生派遣等森林環境教育を実施します。

指 標 項 目	単位	基 準 (H26年度)	目 標 (H31年度)
環境教育参加者数（累計）〔再掲〕	人	63,082	98,000
NPO等と協働した児童生徒に対する体験型環境教育の実施（累計）〔再掲〕	団体	11	65
幼児向け環境劇の公演（単年度）〔再掲〕	回	32	25
幼児向け環境ワークショップ参加者数（累計）〔再掲〕	人	2,340	3,340
森林学習体験児童数（累計）〔再掲〕	人	16,952	34,500

IV 教材・学習プログラムの整備と活用

i 行動計画の内容

環境教育に関する教材等の整備と活用に努めます。

1 教材・学習プログラム等の整備

①年齢や環境への関心の程度等に応じた環境学習プログラムの整備を推進します。

【具体例】

- おおいた環境学習サイト「きらりんネット」の整備
- 香々地及び九重青少年の家で実施する森林環境学習プログラムの開発

2 教材・学習プログラム等の活用

(1) 学校における活用

①環境教育に関する学習資料（書籍、ビデオ等）の活用を推進します。

(2) 地域社会等における活用

①環境に関わる学習資料（書籍、ビデオ、啓発資料等）を環境イベント等での環境教育の教材として活用します。

【具体例】

- 社会教育総合センター視聴覚資料貸出
- おおいた環境学習サイト「きらりんネット」の活用
- 環境教育教材DVDの活用
- 大分県環境地理情報システムの活用
- 環境省の環境教育プログラムの活用

ii 行動指標及び目標

・おおいた環境学習サイト「きらりんネット」の活用が図られるよう努めます。

指 標 項 目	単位	基 準 (H26年度)	目 標 (H31年度)
おおいた環境学習サイト「きらりんネット」 年間アクセス件数（単年度）	件	7,154	9,000

V 効果的な情報提供

i 行動計画の内容

各種メディア等を活用し、効果的な情報提供に努めます。

1 各種メディア等を活用した情報の提供

①大分県における環境教育等を含む環境を守る取組に関し、県・市町村の広報誌やホームページ、マスメディア等により積極的にわかりやすく情報提供します。

【具体例】

- 「大分県森林づくりボランティア支援センター」ホームページの活用
- 「まなびの広場おおいた」ホームページの活用
- おおいた環境学習サイト「きらりんネット」の活用

②大分県における環境教育等を含む環境を守る取組に関する相談、問い合わせ等に適切に対応し、必要な情報を提供します。

ii 行動指標及び目標

・おおいた環境学習サイト「きらりんネット」の活用が図られるよう努めます。

指 標 項 目	単 位	基 準 (H26年度)	目 標 (H31年度)
おおいた環境学習サイト「きらりんネット」 年間アクセス件数（単年度）〔再掲〕	件	7,154	9,000

第4章 行動計画の推進・進行管理

第1節 推進体制

知事部局と教育委員会・学校がより緊密に連携・協力し、環境教育等を推進します。

また、県内の学識経験者や環境関係の団体、事業者、環境NPO等の役員で構成する「おおいとうつくし作戦県民会議」と連携し、環境教育等を効果的に推進します。

第2節 進行管理

1 進捗状況の点検及び公表

県は、環境教育等の取組の実施状況及び行動指標に関わる目標の達成状況を毎年把握し、点検するとともに、環境白書等により公表します。

2 行動計画の見直し

取組の進捗状況や社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

資料編

大分県環境教育アドバイザー派遣制度

【概要】

地域や学校、企業などで開催される、環境をテーマとして研修会や講演会に、環境に関する専門家である環境教育アドバイザー（57名と1団体）を講師として派遣しています。

（H28.3現在）

自然観察・自然体験



大分市立佐賀関小学校
（大分市 古宮海岸）

佐賀関の海岸の生物などを観察し、佐賀関特有の自然環境について学んだあと、振り返り学習を行った。

成果

- アドバイザー講座受講後、地域の人たちと一緒に海岸清掃を行うなど、継続した取組（環境保全）につながった。
- 年に1回、佐賀関地区の小中学生や地域の人たちが参加する「環境を考える集い」において、小学生が環境について学び調べ研究したことについて発表している。

体験講座



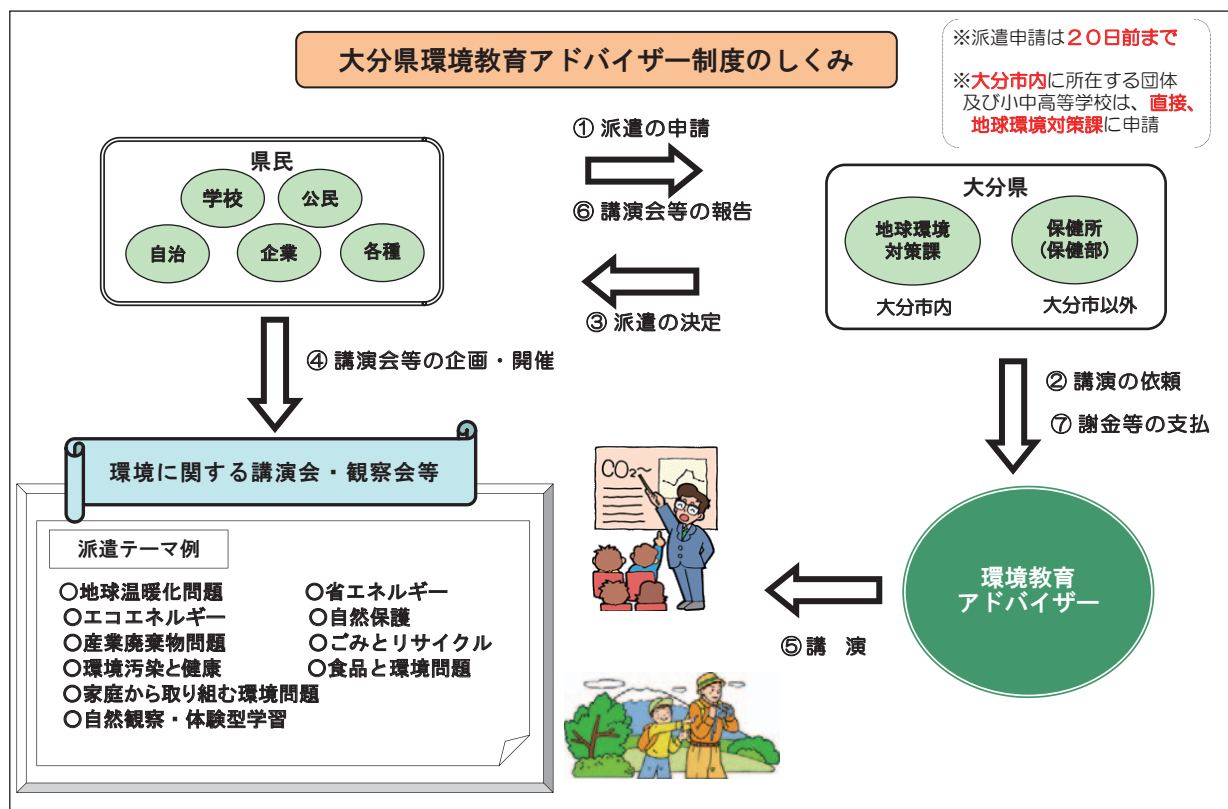
環境によいものづくりなどの体験学習会
廃油を使ったキャンドルづくり、地球温暖化を学ぶ地球儀づくり、エコバッグづくりなど

講演会・研修会



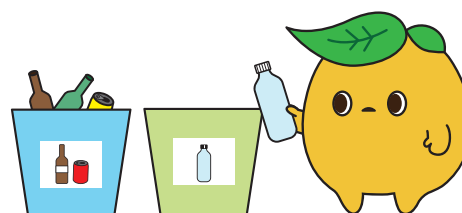
環境に関するテーマの講座
地球温暖化、省エネルギー、ごみとリサイクル、気候の変化など

問い合わせ先 大分県生活環境部地球環境対策課（平成28年4月からうつくし作戦推進課）
TEL (097) 506-3024 FAX (097) 506-1749



【申込み先】

保健所名等	連絡先	担当市町村等
大分県生活環境部地球環境対策課	097-506-3024	大分市
東部保健所	0977-67-2511	別府市・杵築市・日出町
東部保健所国東保健部	0978-72-1127	国東市・姫島村
中部保健所	0972-62-9171	白杵市・津久見市
中部保健所由布保健部	097-582-0660	由布市
南部保健所	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	0974-22-0162	竹田市・豊後大野市
西部保健所	0973-23-3133	日田市・玖珠町・九重町
北部保健所	0979-22-2210	中津市・宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165	豊後高田市



こども探険団推進事業

【概要】

子どもを対象とした自然体験活動など実体験を伴う環境学習計画を策定し、実施する活動を支援します。

【事例】

- 大平山友遊エコクラブ（別府市・平成27年度実施）

別府市境川で川辺の生物・植物観察会を実施した。子どもたちは、県環境教育アドバイザー等の話を聞きながら、「この生き物は何ていう名前？」など、積極的に質問し興味深く接していた。

観察会の終わりには、子どもたちが思ったことや感じたことを発表し、自然の大切さを学んだ。



【事例】

- 如水保育園（中津市・平成27年度実施）

中津市耶馬溪町の鳴良台で、「きのこの学習」を実施した。自然観察指導員等と森を散策して、「このきのこは食べられるの？」など質問し、とても関心を示していた。

観察したきのこの特徴や絵を書いたり、栗拾いをする中で、森を守る大切さを学んだ。



問い合わせ先 大分県生活環境部地球環境対策課（平成28年4月からうつくし作戦推進課）
TEL (097) 506-3024 FAX (097) 506-1749

大分県森の先生派遣事業

【概要】

大分県森林ボランティア支援センターから派遣された先生が、幼稚園・小中高及び大学や育成クラブ、NPO団体等の団体へ自然観察会やネイチャーゲームなどの活動を通じ、森林環境教育を行っています。



幼児期の自然体験



児童を対象とした自然観察会



親子で行う木育教室



五感による様々な自然体験が
得られるネイチャーゲーム

森の先生とは、森に関する専門的知識や森林体験活動等の経験を有する専門家であり、現在266名の先生が登録されています。（H28. 2月末現在）

問い合わせ先 大分県農林水産部森との共生推進室
TEL (097) 506-3872 FAX (097) 506-1766

幼児向け環境劇

大分県では、県民一人ひとりのライフスタイル転換のきっかけとなる取組として、平成21年6月から、事業者、消費者団体、行政が連携して「レジ袋無料配布中止の取組」を実施しています。

そして、県では、この取組により生じたレジ袋収益金のうち、いただいた寄付金を活用して幼児が楽しみながら環境問題に関心を持つきっかけとなるよう「幼児向け環境劇巡回公演」を実施しています。



幼児向け環境ワークショップ研修について

上記の環境劇と同様、県では、いただいた寄付金を活用して幼児が楽しみながら環境問題への理解を深めること、幼稚園等の指導者（先生等）が環境体験プログラムを学ぶことを目的に「幼児向け環境ワークショップ研修」を平成26年度から県内3か所の幼稚園等において実施しています。

実施にあたっては環境教育活動に取り組む県内のNPO法人等に委託しており、参加者は環境への理解を深めるとともに体験プログラムのノウハウを習得することができます。



問い合わせ先 大分県生活環境部地球環境対策課（平成28年4月からうつくし作戦推進課）
TEL (097) 506-3024 FAX (097) 506-1749

環境学習用DVD

子どもたち自らが環境問題に関心を持ち、考え、主体的に行動を起こすことができるよう、大分の特性を生かした環境学習教材DVDを制作しました。

地域での研修会や学校の環境活動等で広く利用していただくため、県庁のホームページで見ることができる他、各保健所（部）や地球環境対策課で貸し出しも行っていきます。

守ろう！ぼくたちわたしたちの大分

～環境のためにできること～

【H28年制作】

- ① 地球温暖化（9分）
- ② 水と自然（16分）
- ③ ごみ・リサイクル（12分）
- ④ 再生可能エネルギー（15分）



知ろう！大分の環境

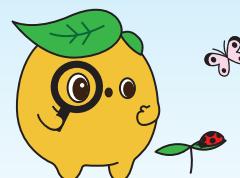
【H22年制作】
(各15分×4テーマ)

- ① みんなの水辺 ～山と川と海はつながっている～
- ② ストップ！地球温暖化 ～きょうから始める身近なエコ～
- ③ チャレンジ！1日100g ～3Rでごみを減らそう～
- ④ 大分県のエコエネルギー ～みんなで利用しよう！自然の力～

生物多様性とおおいたの自然

【H23年制作】
(80分)

- ① 生物多様性って何？
- ② 大分県内各地の自然と希少生物（9地域別）
- ③ 大分県にしかない生物



大分 環境DVD

検索



問い合わせ先 大分県生活環境部地球環境対策課（平成28年4月からうつくし作戦推進課）
TEL (097) 506-3024 FAX (097) 506-1749

おおいた環境学習サイト「きらりんネット」

環境に関心を持ち、大分の環境について理解を深めてもらうため、県庁ホームページのおおいた環境学習サイト「きらりんネット」で環境に関する情報を提供しています。多くの県民に興味をもってもらうため新たに設けた「おんせん県おおいた！エコクイズ」では、4つのテーマ毎にレベルに応じた問題が出題されます。

「きらりんネット」の内容

- 第1章 豊かな自然と住みよい地域の環境
大分の自然を守る、大分の温泉、おおいたジオパーク構想
- 第2章 限りある資源を大切に作る社会
大気・水の環境を守ろう、3Rをすすめよう
- 第3章 地球温暖化問題への取り組み
地球温暖化って、県内のエコエネルギー
- 第4章 環境に役立つ産業
環境のための技術挑戦、企業の環境活動
- 第5章 地域みんなで環境を守る
こどもエコクラブ、環境について考え行動しよう

大分 きらりんネット

検索

おんせん県おおいた！ エコクイズ



大分 エコクイズ

検索

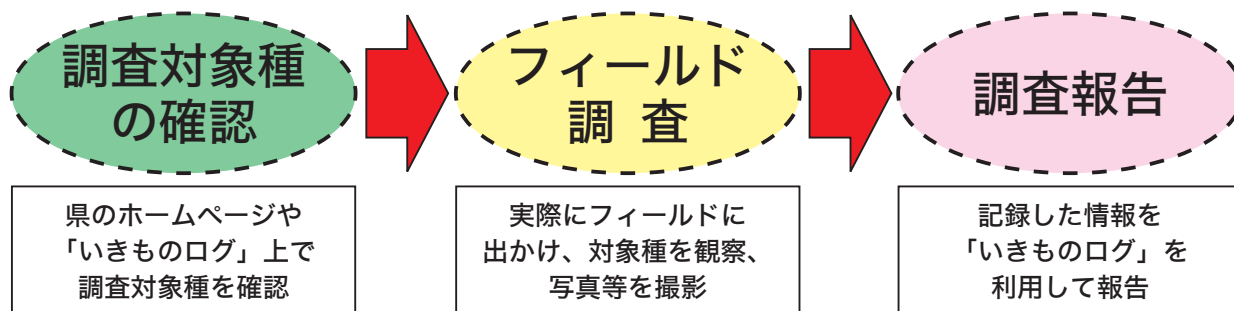
問い合わせ先 大分県生活環境部地球環境対策課（平成28年4月からうつくし作戦推進課）
TEL (097) 506-3024 FAX (097) 506-1749

いきものウォッチング（県民参加型いきもの調査）

1 調査の目的

大分県の豊かな自然を支えている「生物多様性」の重要性について理解の促進を図るとともに、県内の「生物多様性」の現況を把握することを目的に、身近な「いきもの」を対象とした生息分布調査を平成27年度から実施しています。

2 調査・報告方法



※1 実際の調査報告には環境省運営のシステム「いきものログ」を利用します。「いきものログ」に報告を行うことで、地図上に観察できた調査対象種の情報が表示されるようになり、分布状況が明確になります。

（「いきものログ」サイト：<http://iki-log.biodic.go.jp/>）

3 平成27年度実施調査一覧

- 大分県ニホンジカ調査（対象種：ニホンジカ）
- 大分県小鳥類調査（対象種：ツバメ、コシアカツバメ）
- 大分県カモ類調査（対象種：カルガモ、マガモ、ヒドリガモ、コガモなど全6種）
- 大分県カエル類調査（対象種：カジカガエル、ウシガエル）
- 大分県カメ類調査（対象種：ニホンスッポン、ニホンイシガメ、クサガメなど全4種）
- 大分県里地里山、海辺の生物調査（対象種：イノシシ、アキアカネなど全6種）



タデ原湿原でいきものウォッチング



大分農業文化公園でのいきものウォッチング

問い合わせ先 大分県生活環境部生活環境企画課（平成28年4月から自然保護推進室）
TEL (097) 506-3025 FAX (097) 506-1741

家庭・地域社会における環境教育

～水生生物調査による川の水質調査～

【水生生物調査とは】

河川に生息するサワガニ、カワゲラ類等の生き物の生息状況は、水の汚れの影響を反映することから、水生生物を指標として水質を判定することができます。

水生生物調査は、子どもから大人まで一緒に活動ができること、一般の人にもわかりやすい評価手法であること、高価な資器材を要しないこと等の利点があり、昭和59年度から全国で実施されています。

さらに、本調査は水質調査のみならず、身近な河川と人々との生活の関わり等を考える契機となることから、大分県でも積極的に推進・参加の呼びかけをしています。

【水生生物調査の様子】

平成27年度は、20団体（参加者410名）が筑後川、大野川、大分川等の23地点で水生生物調査を実施しました。

調査団体の中には、調査開始から数十年実施している団体もあります。



【調査の方法】

- ・川幅や水温、川底の様子を記録します。
- ・川底の石をめくる等して、生息する生き物を採取します。
- ・採取した生き物の種類や数で川の水質を判定します。

＜準備する物＞

- テキスト、下敷き※¹ ○記録用紙、筆記用具
- 網、バケツ ○ピンセット、シャーレ、パレット
- 温度計、救急箱、ライフジャケット 等

※1 テキスト、下敷き等は最寄りの保健所（部）で配布しています。



【指標生物と判定方法】

指標生物の種類・数から、4段階で水の汚れを判定します。

I きれいな水にすむ水生生物



II ややきれいな水にすむ水生生物



III きたない水にすむ水生生物



IV とてもきたない水にすむ水生生物



((公財) 日本水環境学会「川の生きものを調べよう」からの転記)

【平成27年度 大分県内の水生生物調査結果】

平成27年度は夏季に、21河川23地点で調査が行われました。

調査結果は、きれいな水（水質階級 I）が17地点（73.9%）を占め、県下の調査河川での水質状況は概ね良好でした。

なお、水生生物による水質調査は全国各地で実施されており、環境省が設けている全国水生生物調査のページ※²により、全国の調査結果を閲覧することができます。

※2 URL <https://www2.env.go.jp/water-pub/mizu-site/mizu/suisei/>

平成27年度 水質階級の状況

水質階級	調査地点数
I きれいな水	17
II ややきれいな水	4
III きたない水	2
IV とてもきたない水	0
合計	23

問い合わせ先 大分県生活環境部環境保全課
TEL (097) 506-3117 FAX (097) 506-1747

小・中学校での環境教育の取組事例

世界農業遺産次世代継承教育事業

【目的及び具体的取組】

森林と海洋環境と暮らしの特徴など世界農業遺産に認定された価値や地域の魅力を学び、次世代に継承するため、総合的な学習の時間等を活用して、世界農業遺産に関わる地域の方（ゲストティーチャー）による特別授業を実施するとともに、平成26年度には世界農業遺産中学生サミットを実施しました。

【実施校数】

豊後高田市・杵築市・宇佐市・国東市・姫島村・日出町内の全小学校67校及び全中学校24校

【ゲストティーチャー による特別授業】



【世界農業遺産 中学生サミット】



ジオパーク教育推進事業

【目的及び具体的取組】

地域の地質学的特徴を生かした教育推進するため、総合的な学習の時間等を活用して野外観察や実地調査を行いました。

【実施校数】

姫島村・豊後大野市内の全小学校12校及び全中学校8校



問い合わせ先 大分県教育委員会義務教育課
TEL (097) 506-5534 FAX (097) 506-1795

高等学校における環境教育の取組事例

学校名	大分県立大分東高等学校
テーマ	高校生と地域が協働した活動 ～協働作業を通して学び、知る地域の環境～
概要	<p>学校周辺地域の自治会や小学校等との協働した活動を通して、地域の清掃活動や美化活動、家庭ゴミの軽減を目指した学習成果を地域に広げようとする活動。これらの取組は、一人ひとりが地域環境への関心を持ち、自らの手で守るという主体性を育成し、地域住民との協働作業から培われるコミュニケーション能力を向上させ、地域愛を深めることをねらいとした学習の一環として実施されている。</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の清掃活動・美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・高校と自治会が協働して、地域の清掃や花壇の美化活動などを行う取組。 ・学校が主体となり、地域と共に環境保全活動を広げていく取組。 ○家庭ゴミの軽減を目指した学習成果の普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校で出前授業を行い、環境への興味関心を高め、理解を深める取組。 ・各地の環境に関わるイベントに参加して、学習成果をPRする取組。
成果	<p>☆小学生からは、高校生の授業が分かりやすく、身近な家庭ゴミの軽減から環境に対する興味・関心を高めることが出来たなど好評を得ている。</p> <p>☆高校生には、地域と協働することで環境保全に積極的に取り組もうとする態度が育成されている。</p>



自治会との清掃活動



小学校での出前授業



自治会との花壇の美化活動



環境イベントでのPR活動

問い合わせ先 大分県教育委員会高校教育課
 TEL (097) 506-5628 FAX (097) 506-1796

「おおいたうつくし作戦」について

1 これまでの状況 ～ごみゼロおおいた作戦の成果と課題～

大分県の美しい自然と快適な環境を守り将来に継承するため、地域における身近なごみ拾い活動から、3Rの推進、地球温暖化対策まで、広範囲にわたる環境問題に県民総参加で取り組む「ごみゼロおおいた作戦」を平成15年度から展開し、環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めてきた。

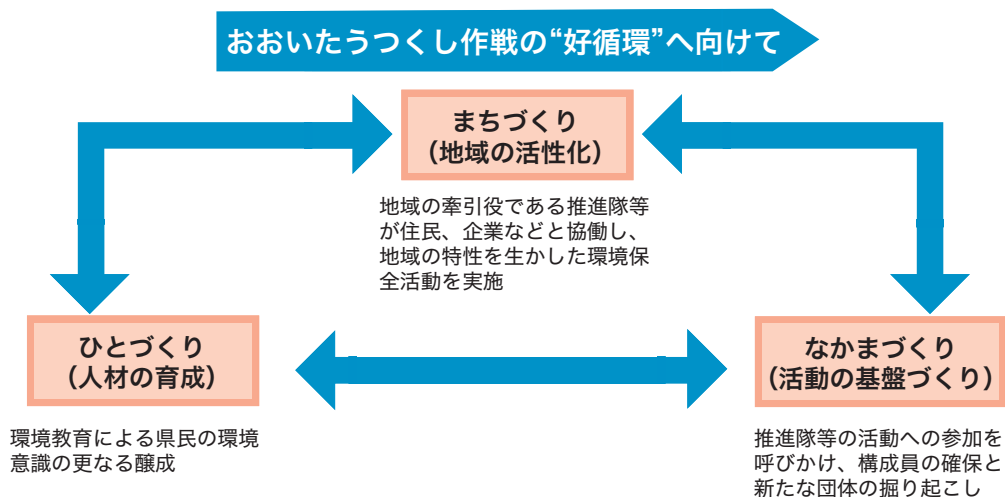
これまで、県内各地で「キャンドルナイト」や「花いっぱい運動」などの様々な環境保全活動が行われてきており、「県民一斉ごみゼロ大行動」では35万人規模の県民が参加するなど取組が着実に広がってきている。また、地域の環境保全活動の牽引役である「ごみゼロおおいた推進隊」の任命数は累計で170団体を超え、県民の環境意識が高まり「大分はきれいだ」「街がきれいになった」という声をよく聞くようになった。

その一方で、「ごみゼロおおいた作戦」はその名称から「ごみ拾い」に限定された印象を受けやすく、「県民一斉ごみゼロ大行動」の参加者数も近年やや伸び悩む傾向になってきた。また、「ごみゼロおおいた推進隊」は構成員の高齢化や構成員の確保難などにより、全体として活動が縮小傾向になってきた。

2 おおいたうつくし作戦の展開

これまでの状況及び「ごみゼロおおいた作戦県民会議」や、「ごみゼロおおいた推進隊」の意見を参考に、新たに「おおいたうつくし作戦」に取り組むこととし、大分県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に盛り込み、平成27年10月にスタートした。

「おおいたうつくし作戦」は、これまでの県民参加型の「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かして、これをステップアップさせた地域活性化型の取組であり、まちづくり（地域の活性化）、ひとづくり（人材の育成）、なかまづくり（持続可能な活動基盤づくり）の3つのアクションとこれの好循環により、県民意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりを目指すこととしている。



うつくしの 「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など）
 「つ」は土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど）
 「く」は空気（澄んだ大気、さわやかな風）
 「し」は森林（豊かな自然の象徴）を表す。

3 おおいたうつくし作戦の推進体制

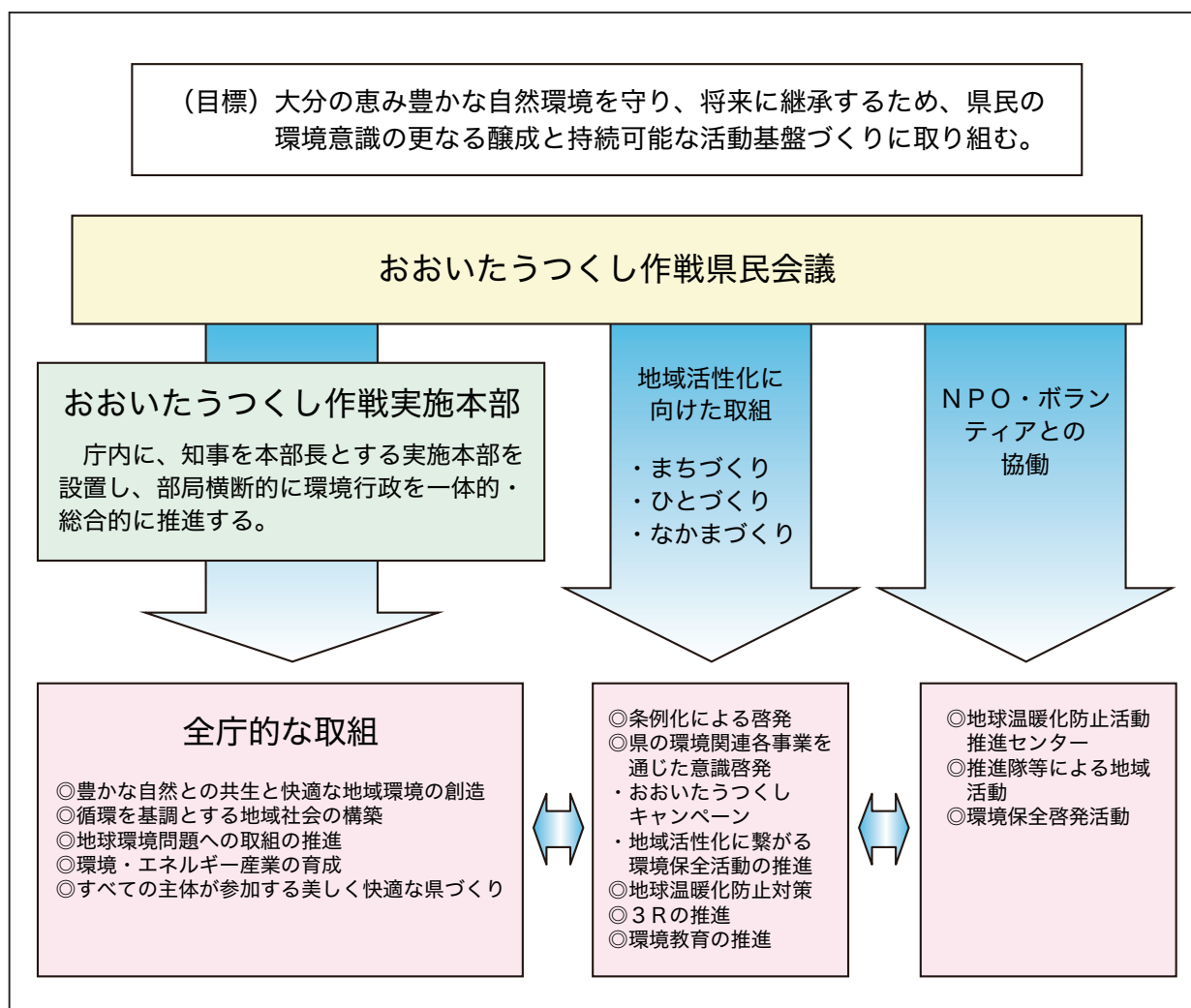
(1) おおいたうつくし作戦県民会議

おおいたうつくし作戦は、学識経験者や環境関係の団体、事業所、環境NPO法人等の役員及び公募委員で構成する「おおいたうつくし作戦県民会議」を中心に推進する。

この県民会議は、①環境保全に関して広く県民に実践行動を呼びかける、②県民宣言を採択して県内全域に広報するとともに、おおいたうつくしキャンペーンを展開する、③県の環境施策全般に対し意見を提出するといった役割を担っている。

(2) おおいたうつくし作戦実施本部

県庁内には、各部に跨る環境行政全般を一体的・総合的に推進するため、知事を本部長とする実施本部を設置し、県民会議と緊密に連携しながら各般の環境施策を推進する。



問い合わせ先 大分県生活環境部生活環境対策課 (平成28年4月からうつくし作戦推進課)
TEL (097) 506-3024 FAX (097) 506-1749

計 画 策 定 の 経 過

年 月 日	内 容
平成27年9月7日	第1回ワーキンググループにて計画策定の説明
10月29日	ごみゼロおおいた作戦県民会議（環境教育・ボランティア部会）にて計画策 定・骨子案の説明
12月11日	常任委員会に骨子案を報告
12月22日	第2回ワーキンググループにて計画案について協議
12月25日	第1回策定協議会にて計画案について協議
平成28年1月25日 ～2月24日	県民意見募集（パブリックコメント）
2月	第3回ワーキンググループにて最終計画案について協議
3月1日	第2回策定協議会にて最終計画案について協議
3月18日	常任委員会に最終計画案を報告
3月31日	決定

第2次大分県環境教育等行動計画策定協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 大分県環境基本条例第9条に基づく大分県新環境基本計画の環境教育等に関する計画並びに環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する行動計画（以下「環境教育等行動計画」という。）の策定に関し研究協議するため、第2次大分県環境教育等行動計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 環境教育等行動計画の策定に関する事項
- (2) その他環境教育等行動計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 環境教育関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 学校関係者

3 協議会に会長及び副会長を置く。

4 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(職務)

第4条 会長は協議会を統括し、必要に応じて委員を招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会の下に環境教育等行動計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）を設置し、関係課室の職員をもって充てる。

2 ワーキンググループは、環境教育等行動計画に係る事項を研究協議する。

(庶務)

第6条 協議会及びワーキンググループの庶務は、地球環境対策課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

第2次大分県環境教育等行動計画策定協議会委員

50音順

	氏名	経歴等
1	相浦雅子	別府大学短期大学 保育科教授 幼児向け環境ワークショップ研修アドバイザー
2	安藤隆廣	元ごみゼロおおいた作戦県民会議委員（環境技術部会） NPO法人大分県地球温暖化対策協会省エネ推進部長
3	葛西満里子	元ごみゼロおおいた作戦県民会議委員（環境教育・ボランティア部会） 環境教育アドバイザー NPO法人緑の工房ななぐらす理事長
4	川野智美	おおいたうつくし作戦県民会議委員（自然保護・観光部会） 九重ふるさと自然学校リーダー
5	桑野恭子	環境教育アドバイザー NPO法人地域環境ネットワーク 大分県地球温暖化防止活動推進員
6	志賀信幸	大分県立羽室台高等学校校長 おおいたうつくし作戦県民会議委員（環境教育・ボランティア部会）
7	杉浦嘉雄	日本文理大学工学部教授 おおいたうつくし作戦県民会議委員（自然保護・観光部会） 環境教育アドバイザー
8	花宮廣務	おおいたうつくし作戦県民会議委員（廃棄物・大気・水環境部会） 環境教育アドバイザー 防災アドバイザー
9	柳本典枝	おおいたうつくし作戦県民会議委員（環境教育・ボランティア部会）
10	綿末しのぶ	おおいたうつくし作戦県民会議委員（地球環境・エネルギー部会） 環境教育アドバイザー

第2次大分県環境教育等行動計画策定ワーキンググループ参加所属一覧

	所 属 名
生 活 環 境 部	生活環境企画課、地球環境対策課、県民生活・男女共同参画課、私学振興・青少年課、環境保全課、廃棄物対策課
農 林 水 産 部	農林水産企画課、林産振興室、森との共生推進室
土 木 建 築 部	建設政策課、河川課、港湾課、公園・生活排水課
教 育 委 員 会	教育改革・企画課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課
合 計	18所属



おおいた環境教育
マスコットキャラクター

エコ助

「第2次大分県環境教育等行動計画」

発行年月 平成28年3月
発行者 大分県生活環境部地球環境対策課
〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号
TEL：097-506-3024
FAX：097-506-1749